

栃木県安全で安心なまちづくり推進指針ガイド

安全で安心な栃木県を実現するため、県では、「栃木県安全で安心なまちづくり推進条例」を定めています。条例では、安全で安心なまちづくりの推進に関する基本理念や、県の責務などを規定しています。

「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針」は、県、県教育委員会、県公安委員会が共同して定めた条例に基づく指針です。

また、推進指針のもと、さらに5つの個別指針を定めています。



栃木県安全で安心なまちづくり推進指針

基本的方向

県民一人ひとりの「自主自立」の精神と、地域の安全は地域住民の支え合いや助け合いにより守るという「相互扶助」の精神に支えられた良好な地域社会を築くことが必要です。

そのために、県民、事業者、県が役割分担し、相互に連携を図りながら協働します。

県民・事業者	安全で安心なまちづくりに関して理解を深め、自ら安全の確保に努めます。また、県の施策へ参加・協力するよう努めます。
県・市町	それぞれが実施する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう連携・協力します。
県	犯罪の防止に配慮した施設等の環境整備や、安全で安心なまちづくりに関する各種施策を総合的に策定し、実施します。

安全で安心なまちづくりの推進施策

●地域における犯罪防止のための自主的な活動の推進

- ・自主防犯意識の高揚等
- ・お互いに支え合う地域づくりの推進

●犯罪の防止に配慮した環境整備の推進

- ・児童等の安全対策
- ・犯罪の防止に配慮した施設等の普及
- ・繁華街の犯罪防止対策



個別指針

① 学校等及び通学路等における児童等の安全の確保に関する指針

② 多様な担い手による見守りの活性化を通じた児童等の安全の確保に関する指針

③ 犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針

④ 犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針

⑤ 犯罪の防止に配慮した深夜営業の小売店舗に関する指針



栃木県

1 学校等及び通学路等における児童等の安全の確保に関する指針

栃木県の大人たちが一致団結して安定的・継続的に子どもたちを守る体制等を整備するために必要な事項を示し、学校等及び通学路等における児童等の安全の確保を図ります。

●教職員等の危機管理意識の高揚と学校等における体制整備

学校等（幼稚園や保育所などを含みます。）は、保護者や地域の住民、警察署などと連携して、安全対策を推進するための会議の開催や、教職員に対する研修、緊急時に備えた訓練の実施、危機管理マニュアルの策定・見直しなどを行います。

●不審者の学校等侵入防止対策

学校等は、敷地内への不審者の侵入防止対策や、敷地内で不審者を発見した場合の建物内侵入防止対策、不審者の侵入に備えた用具や施設・設備の点検整備などの対策を講じます。

●通学路等における児童等の安全確保対策

学校等、保護者、地域の住民や通学路などの管理者、警察署は、相互に連携して、通学路などにおける誘拐や連れ去りなどの犯罪から児童等の安全を確保するために必要な措置を講じます。

●緊急時の対策等

緊急時に備えた連絡体制などの安全対策や防犯訓練の実施に努めます。

●児童等に対する安全教育の充実等

児童等が危険予測や危険回避の能力を身に付けるだけでなく、生涯にわたって加害者になることがないように、学校等だけでなく、家庭や地域においても安全教育を行います。

2 多様な担い手による見守りの活性化を通じた児童等の安全の確保に関する指針

児童等が1人だけになってしまう「見守りの空白地帯」を埋めるために、県民や事業者の皆さんによる「ながら見守り」への理解と協力を進めていくための指針です。

県は、「ながら見守り」の広報啓発をはじめ、県民や事業者などの皆さんを対象とした講習会の開催や「ながら見守り」に対する協力の呼びかけを行います。

ポイント1：いま広がる、「ながら見守り」

「ながら見守り」とは、買物や散歩、通勤・通学、自宅での家事などの日常生活や、事業者の事業活動の中で、防犯の視点を持って行う見守り活動です。

多くの犯罪は、人の目が届きにくい場所や一人になる瞬間に発生しています。「地域に人の目があること」は、防犯効果を高め、犯罪が起きにくい環境づくりの大きな力になります。

できる時に、できることを、できる範囲で「ながら見守り」を実践してみましょう。



ポイント2：「ながら見守りパートナー」・「ながら見守りサポート企業」になろう！

県では、県が実施する「ながら見守り」に関する出前講座を受講したみなさんを「ながら見守りパートナー」、企業単位で受講していただいた企業を「ながら見守りサポート企業」とする取組を行っています。

出前講座では、「ながら見守り」の実施方法や犯罪が起こりやすい場所の見分け方、110番通報のポイントなどをご説明します。企業内研修や自治会・PTAの集会など、みなさんでの受講についてぜひご検討ください。

「ながら見守りパートナー」や「ながら見守りサポート企業」、
県の出前講座（ながら見守り、地域安全マップづくり）の詳細はこちら



3 犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針

施設設置者等に対し、「人の目」（視認性）の確保や、犯罪を行おうとする者の接近の防止など、犯罪の防止に配慮された道路や公園、駐車場の構造や設備などに関して必要な事項を示し、犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場の普及を図ります。

- 道路 ・街路樹や工作物の配置等を考慮した見通しの確保
・ガードレールや縁石等による歩道と車道の分離
・地域住民の維持管理活動への積極的な参加 など
- 公園 ・公園の見通しの確保・公園外周部との境界の明確化
・照明設備による夜間の照度の確保 など
- 駐車場 ・フェンス及び柵等による外周部との区分
・管理人の常駐、巡回及び防犯設備の設置 など



ポイント3：「入りやすい場所」と「見えにくい場所」に注意！

犯罪が起こりやすい場所のキーワードは、だれもが「入りやすい場所」と、だれからも「見えにくい場所」です。危険箇所の見分け方や危険を回避する力を身に付けられるよう、県では「地域安全マップづくり」を支援しています。

「地域安全マップ」とは、実際に現地を確認した上で、犯罪が起こりやすい場所の風景写真等を使って解説した地図のことです。

児童や保護者、教職員のほか、地域の皆さんなどで、学校周辺や通学路等の「地域安全マップ」を作ってみませんか。



4 犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針

住宅を設計、建築する事業者や共同住宅の所有者、管理者などに対し、周囲からの見通しの確保や、犯罪を行おうとする者の侵入の防止など、犯罪の防止に配慮された住宅の構造、設備などに関して必要な事項を示し、犯罪の防止に配慮した住宅の普及を図ります。

- 共同住宅（共用部分・住戸専用部分）
 - ・オートロックシステムの導入、外部から見えるエレベーターの設置
 - ・侵入に強い玄関扉、インターホン等の設置 など
- 一戸建て住宅
 - ・破壊・開錠が困難な玄関扉、ドアスコープ、ドアチェーン、インターホンの設置
 - ・錠付きクレセント、補助錠の設置、合わせガラスや防犯フィルム貼付の措置 など
- 居住者等による自主防犯体制の整備等
 - ・自主防犯活動の推進、管轄警察署との連携

ポイント4：「防犯性能の高い建物部品」がおすすめです。

警察庁、国土交通省、経済産業省と建物部品関連団体で構成する「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」では、「防犯性能の高い建物部品」を広く普及させるため、共通標章（CPマーク）を作成しています。

CPマークは、「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された「防犯建物部品」のみに与えられます。



CPマークの詳細はこちら



5 犯罪の防止に配慮した深夜営業の小売店舗に関する指針

深夜営業（午後11時～午前6時）店舗における犯罪の防止を図るため、店舗の営業者に対し、犯罪の防止に配慮された深夜営業の小売店舗の構造、設備及び防犯体制等に関して必要な事項を示しています。

●店舗の構造・設備等

深夜営業店舗の営業者は、店舗において発生する強盗等の犯罪を防止するため、周囲からの見通しの確保や防犯カメラの設置などの対策に取り組みます。

●防犯体制

深夜営業店舗の営業者は、防犯責任者を指定し、防犯設備の定期的な点検整備や従業員に対する防犯指導などを行います。また、来客に対する顔を見ての声かけなどの警戒や、レジ内現金を必要最小限とし、高額紙幣を固定式金庫に保管するなどの現金管理を行います。

各指針の主な施設や施策に関する問合せ先

栃木県安全で安心なまちづくり推進指針

生活文化スポーツ部くらし安全安心課	推進指針全般に関すること	028-623-2154
-------------------	--------------	--------------

1 学校等及び通学路等における児童等の安全の確保に関する指針

教育委員会事務局学校安全課	公立学校に関すること	028-623-3436
---------------	------------	--------------

経営管理部文書学事課	私立学校に関すること	028-623-2056
------------	------------	--------------

保健福祉部こども政策課	児童福祉施設に関すること	028-623-3063
-------------	--------------	--------------

2 多様な担い手による見守りの活性化を通じた児童等の安全の確保に関する指針

生活文化スポーツ部くらし安全安心課	「ながら見守り」に関すること	028-623-2154
-------------------	----------------	--------------

3 犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針

県土整備部道路整備課	道路の建設に関すること	028-623-2415
------------	-------------	--------------

道路保全課	道路の維持管理に関すること	028-623-2430
-------	---------------	--------------

都市政策課	駐車場に関すること	028-623-2465
-------	-----------	--------------

都市整備課	公園に関すること	028-623-2474
-------	----------	--------------

4 犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針

県土整備部住宅課	住宅に関すること	028-623-2483
----------	----------	--------------

建築課	建築基準等に関すること	028-623-2514
-----	-------------	--------------

5 犯罪の防止に配慮した深夜営業の小売店舗に関する指針

警察本部生活安全部生活安全企画課	防犯対策等に関すること	028-621-0110 (代)
------------------	-------------	------------------

※個別の施設に関する問い合わせは、各施設の管理者（国、県土木事務所、市町、各団体等）へお願いします。

「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針ガイド」に関する問合せ先

栃木県生活文化スポーツ部くらし安全安心課
生活・交通安全担当
電話：028-623-2154
MAIL：kurashi@pref.tochigi.lg.jp

推進指針や個別指針の
詳細は県HPをご覧ください



(令和6年発行)